

第4次行動計画（現行計画）の施策体系

（●：重点施策）（★：女性活躍推進法に対応した施策）

基本目標・施策の方向・施策

基本目標I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画意識を実践・行動に繋げるための取組の推進

男女共同参画の教育の推進	②③へ
男女共同参画についての広報啓発活動	⑤へ

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣習の見直し

● ★ 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	⑨へ
男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	①へ

基本目標II さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

● ★ 女性の活躍に向けた人材育成支援	⑥へ
● ★ 仕事と子育てや介護等との両立支援	⑦へ
● ★ 働きやすい職場環境整備に向けた支援	⑧へ

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

● ★ 女性のチャレンジへの支援	⑩へ
地域における男女共同参画の推進	⑪へ

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

● ★ 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	⑫へ
● ★ 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	⑬へ

基本目標III 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

● 配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）	⑭へ
女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	⑮へ

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康づくり

性についての理解促進	⑯⑰へ
性差に応じた健康支援	⑯へ

「（仮称）第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」の施策体系（案）

第5次行動計画の施策体系（案） ※下線部は変更箇所

（●：重点施策）（★：女性活躍推進法に対応した施策）

基本目標・施策の方向・施策

現行計画からの変更の視点と方向性

基本目標I 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣習の見直し

● ★ ① 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消
● ★ ② 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消

【基本目標I】施策の方向についての見直しの視点

現行計画では、固定的性別役割分担意識の解消に向け、男性を中心とした意識変革に焦点を当ててきたが、5次計画では、男女ともに、世代や企業、地域などの活動の場に応じた視点で、働き方・暮らし方の根底にある固定的性別役割分担意識の解消に向けた施策を展開する。

●「施策の方向1」の主な見直し内容

・本市の現状などから、「各世代や活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消」が課題としてあげられたことから、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を強化するため、施策の方向に柱立てました。

●「施策の方向2」の主な見直し内容

・若年層からの教育や、市民全体を対象とした男女共同参画の学習の機会などを充実させるため、施策の方向に柱立てました。

基本目標II さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

● ★ ⑥ 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援
● ★ ⑦ 仕事と子育てや介護等との両立支援
● ★ ⑧ 働きやすい職場環境整備に向けた支援
● ★ ⑨ 男性の家庭参画の促進

【基本目標II】施策の方向についての見直しの視点

現行計画では、「女性活躍推進法」の施行を受け、女性活躍に係る課題を広く抽出し、施策を展開してきたところであるが、5次計画では、女性を取り巻く環境が変化している中、女性の経済的自立や能力を発揮し活躍できる環境整備が必要となることから、デジタルスキルの習得支援など、実践的な女性活躍の推進施策を展開する。さらに、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けては、男性の家庭参画が重要であることから、男性も含めたワーク・ライフ・バランスの視点も含めて施策を展開する。

●「施策の方向3」の主な見直し内容

・本市の現状などから「男性の家庭参画促進」が課題としてあげられたことから、女性の活躍の推進と合わせ、男性も含めた「ワーク・ライフ・バランスの推進」を施策の方向に柱立てました。

●「施策の方向4」の主な見直し内容

・本市の現状などから、地域社会における女性の活躍には、男女双方の視点が必要であることから、引き続き、地域社会における女性の活躍の促進を図るとともに、女性の再就職などへの支援に取り組むため、現行計画の施策のとおりとする。

●「施策の方向5」の主な見直し内容

・国や県の計画と整合を図り、「意思決定過程」を「政策・方針決定過程」という表現に変更した。

基本目標III 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

● ☆ ⑭ 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実
● ☆ ⑮ 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

【基本目標III】施策の方向についての見直しの視点

現行計画では、国県等の動向から「性的少数者の方々に対する理解促進」という視点を新たに追加し施策を展開してきたところであり、5次計画では、それらの理解促進を更に強化するとともに、コロナ下により不安や困難を抱える女性への相談支援を開始したことや、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年に施行されることを見据え、「困難を抱える女性への支援」の視点を新たに追加し、施策を展開する。

●「施策の方向6」の主な見直し内容

・国や県の計画と整合を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた動きが、社会的潮流となっていることを踏まえ、「男女間」を「女性等」という表現に変更した。

●「施策の方向7」の主な見直し内容

・コロナ下の影響により、孤立化・潜在化している不安や困難を抱える女性への相談支援を開始したことや、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年に施行されることを見据え、施策の方向を新たに追加した。

●「施策の方向8」の主な見直し内容

・多様な性について、社会的潮流や市民・企業など社会全体における更なる理解促進が課題となっていることから、「多様な性を尊重する社会づくり」と明記した。